

各 単産・地方組織 御中

全国労働組合総連合
組織局長 齊藤 寛生
(公印略)

特定秘密保護法に関するパブリックコメントについて

日々の奮闘、誠にご苦労さまです。

さて、内閣官房特定秘密保護法施行準備室は、特定秘密保護法の施行に向けて、「特定秘密の保護に関する法律施行令（案）」、「特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）」、「内閣府本府組織令の一部を改正する政令（案）」の3件のパブリックコメントの募集をおこなっています。いずれも8月24日（日）が締切となっています。

このパブリックコメントに対して、かつてない規模の意見の集中をおこなうことが今、非常に重要になっています。

つきましては、以下のとおり、各加盟組織でも傘下の単組・支部、分会、および友誼団体に呼びかけをひろげていただき、積極的なとりくみをお願いいたします。

記

1. 意見送付の基本的な内容について

大多数の国民、労組・諸団体が納得していないということを示すために、下記「3」の例文を参考に、短文で構いませんので、できるだけ多くの団体・個人からの意見送付を積極的にすすめてください。

その際の留意点としては、各条文に具体的に反論する必要は全くなく、「そもそも特定秘密保護法は憲法違反であり、廃止すべき」という立場から、「いかなる条文を設けても、法の欠陥はなくなる」という意見で押してください。

また、前回の同法制定の際のパブリックコメントでは、意見の全体像が明らかにされないという問題がありましたので、今回は寄せられた意見の全体像を必ず明らかにするようという点も付言してください。

2. 意見の送付先等

①特定秘密の保護に関する法律施行令（案）に対する意見募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=060072401&Mode=0>

②特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）に対する意見募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=060072402&Mode=0>

③内閣府本府組織令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=060072403&Mode=0>

3. 意見の例文

- 政府の違法行為や汚職、腐敗、環境汚染などの事実を特定秘密に指定してはならないことがどこにも明記されていない。国民に知らせるべき事実が隠される危険性が極めて高い。したがって秘密保護法は施行せず廃止すべきだ。
- 秘密保護法違反容疑で逮捕、起訴された人の裁判が公開で行われることが明記されていない。日本国憲法は公開裁判を受ける権利を保障しているが、秘密を保持したままどのように裁判を行うのか。矛盾をかかえたまま法施行をすべきでなく、廃止するしかない。
- 防衛やテロ活動、スパイ活動、外交方針のいずれについても、秘密指定できる範囲が極めてあいまいなままである。このままでは、恣意的な秘密指定が行われることは確実だ。このような法律は施行すべきではなく、廃止すべきだ。
- 適性評価に際し、医療機関に対して個人の医療情報の照会を行うとされているが、医師には守秘義務がある。違反行為を強いる法律は施行すべきではなく、廃止すべきだ。
- 特定秘密保護法は憲法に違反している。憲法違反の法律をそのままにして運用基準や施行規則を作ることは無意味である。したがって秘密保護法は施行せず廃止すべきだ。
- 今回の意見募集の要項などは極めて膨大でかつ難解だ。このように分かりにくいものは各地で説明会などを開くなど、国民の理解を促すプロセスが必要だが、何も行われていない。このような非民主的な手続きで秘密保護法を施行することは許されない。廃止すべきだ。
- ◆ 今回のパブリックコメントは、秘密保護法を審議した時のような秘匿行為は絶対に行わないこと。寄せられた意見全体を国民の前に全て公開し、それらを踏まえて対応すべきだ。

以上